

改正

平成29年3月31日規則第2号

令和2年3月31日規則第12号

五島市法令違反通報の処理に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の趣旨にかんがみ、通報者の保護を図るとともに、職員等の法令の遵守を図り、もって適法かつ公正な市政の運営に資するため、法令違反通報の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「通報者」とは、法令違反通報をした職員等及び職員等以外の者をいう。

2 この規則において「職員等」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員、同条第3項第3号に掲げる臨時又は非常勤の調査員及びこれらの者に準ずる者、市の出資する団体の役員及び職員、市から業務を受託し、又は請け負った事業者の役員及び従業員、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により市が指定した法人その他の団体の役員及び従業員並びにこれらであった者をいう。

3 この規則において「法令違反通報」とは、職員等の職務に係る次に掲げる事実が生じ、又は生じようとしている旨を職員等及び職員等以外の者が第5条第1項に規定する窓口に行う通報をいう。

(1) 法令（条例、規則その他の規程を含む。）に違反する事実又はそのおそれのある事実

(2) 個人の生命、健康、財産、生活環境等を害し、又はこれらに対して重大な影響を及ぼすおそれのある事実

(市の責務)

第3条 市は、通報者が次条に規定する目的以外の法令違反通報を行った場合においては、いかなる不利益な取扱いも受けないよう当該通報者を保護しなければならない。

2 市は、通報者に関する情報を五島市情報公開条例（平成16年五島市条例第16号）第7条の不開示情報としなければならない。

(通報者の責務)

第4条 通報者は、不正な利益を得る目的、職員等に損害を与える目的その他の不正の目的で法令

違反通報を行ってはならない。

(法令違反通報の窓口及び方法)

第5条 法令違反通報の窓口は、総務企画部総務課長（以下「総務課長」という。）及びあらかじめ市長が指定する弁護士（以下「弁護士」という。）とする。

2 職員等及び職員等以外の者は、法令違反通報をしようとするときは、親展文書又はファクシミリにより通報書（別記様式）に証拠資料を添付して総務課長又は弁護士に対して提出するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、職員等は、総務課長があらかじめ指定するメールアドレスに送信する電子メールにより法令違反通報を行うことができる。

4 前2項の規定により法令違反通報を行う場合において、職員等及び職員等以外の者は、次条第2項の規定による法令違反通報の受理に係る通知、第7条第2項の規定による調査の実施に係る通知及び第9条の規定による調査結果の通知を希望しないことができる。

(法令違反通報の処理)

第6条 総務課長は、法令違反通報（第3項の規定による弁護士からの報告を含む。）を受けたときは、当該法令違反通報の受理の可否を決定するものとする。この場合において、総務課長は、必要があると認めるときは、弁護士と協議するものとする。

2 総務課長は、前項の規定により、法令違反通報を受理するときは受理した旨を、受理しないときは受理しない旨及びその理由を、総務課長に対して行われた法令違反通報にあつては直接通報者に、弁護士に対して行われた法令違反通報にあつては弁護士を経由して通報者に速やかに通知しなければならない。ただし、前条第4項の規定により当該通報者が通知を希望していないとき並びに当該通報者の氏名及び連絡先が明らかでないときは、この限りでない。

3 法令違反通報を受けた弁護士は、法令違反通報の内容を確認のうえ、総務課長に法令違反通報の内容を速やかに報告しなければならない。

4 弁護士は、前項の規定による報告を行う場合において、通報者が希望するときは、当該通報者の氏名及び連絡先は、報告しないものとする。

5 弁護士は、必要に応じて総務課長に法令違反通報の調査、是正措置等に関する助言を行うことができる。

6 弁護士は、総務課長以外の者に法令違反通報の内容を漏らしてはならない。

7 総務課長は、通報者の氏名及び連絡先が明らかでない法令違反通報並びに通報書によらない法令違反通報については、情報提供としてこの規則によらないで個別に対応を検討するものとする。

ただし、当該法令違反通報の信頼性が高いと認められたときは、弁護士と協議して、この規則により処理することができる。

(調査の実施等)

第7条 総務課長は、法令違反通報を受領したときは、当該法令違反通報について調査の必要性を十分に検討したうえ調査の実施を決定するものとする。この場合において、総務課長は、必要があると認めるときは、弁護士と協議するものとする。

2 総務課長は、前項の規定により、調査の実施を決定したときは調査を行う旨及び着手の時期を、調査を実施しないときはその旨及びその理由を、総務課長に対して行われた法令違反通報にあつては直接通報者に、弁護士に対して行われた法令違反通報にあつては弁護士を経由して通報者に速やかに通知しなければならない。ただし、第5条第4項の規定により当該通報者が通知を希望していないとき並びに当該通報者の氏名及び連絡先が明らかでないときは、この限りでない。

3 総務課長は、調査を実施するときは、総務課職員のうちから調査を担当する職員を指名し、速やかに調査するものとする。

4 前項の規定により指名された職員は、調査を実施するときは、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮するとともに、必要かつ相当と認められる方法で調査するものとする。この場合において、当該職員は、必要があると認めるときは、関係課等の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 前項の関係課等の長は、正当な理由がある場合を除き、同項の調査に誠実に協力するものとする。この場合において、当該関係課等の長は、調査の状況を他に漏らし、又は通報者を特定するための調査その他の行為を行ってはならない。

6 総務課長は、調査が終了したときは、調査結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(是正措置)

第8条 市長は、前条第6項の規定により調査結果の報告を受けたときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の措置について適宜確認し、必要があると認めるときは、新たな是正措置その他改善のための措置を講ずるものとする。

3 市長は、前2項に規定する措置を講ずる場合において、必要があると認めるときは、五島市コンプライアンス委員会に助言を求めることができる。

(調査結果の通知)

第9条 総務課長は、法令違反通報の調査結果及び講じた措置の概要を利害関係人の秘密、信用、

名誉、プライバシー等に配慮しつつ、総務課長に対して行われた法令違反通報にあつては直接通報者に、弁護士に対して行われた法令違反通報にあつては弁護士を経由して通報者に速やかに通知しなければならない。ただし、第5条第4項の規定により当該通報者が通知を希望していないとき並びに当該通報者の氏名及び連絡先が明らかでないときは、この限りでない。

(法令違反通報に関する報告)

第10条 市長は、法令違反通報の内容、調査結果及び講じた措置の概要を通報者及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、五島市コンプライアンス委員会に報告するものとする。

(通報者のフォローアップ)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、法令違反通報の処理終了後、通報者に対し、当該法令違反通報を理由とした不利益な取扱い等が行われていないか適宜確認するものとする。

(相談等)

第12条 職員等及び職員等以外の者は、第2条第3項各号に掲げる事実を知ったときは、総務課長に対し、相談及び法令違反通報の方法の問い合わせ（以下「相談等」という。）を行うことができる。

2 相談等を行う職員等及び職員等以外の者については、第3条及び第4条の規定を準用する。

(運用状況の公表)

第13条 市長は、法令違反通報の件数その他この規則の運用状況について公表するものとする。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、法令違反通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第2号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第12号抄）

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

通 報 書

1 通報者

氏 名		
連絡先	電話番号	職場・自宅・携帯電話 都合の良い時間帯 _____
	FAX番号	職場・自宅 都合の良い時間帯 _____
	メールアドレス	職場・自宅

2 法令違反通報の内容

法令違反通報の内容 （具体的にいつ、どこで、誰が、何を、どうしたかを記入してください。）	
証拠資料	資料の内容
この法令違反通報に係る事実を知った経緯	
この法令違反通報に係る事実を他に知っている者	いる（ ） いない
その他特記事項	